

広島県立美術館の入館料に関する規則をここに公布する。

平成二十一年四月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第三十三号

広島県立美術館の入館料に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、広島県立美術館（以下「美術館」という。）の入館料に関し必要な事項を定めるものとする。

(入館券の購入等)

第二条 広島県立美術館条例（昭和四十三年広島県条例第二十号。以下「条例」という。）

第十一条第一項に規定する入館料は、別記様式による入館券の購入により納付するものとする。

2 前項の入館券を購入した者は、美術館に入館するときは、入館券を係員に提示しなければならない。

3 第一項の入館券は、これを返還して現金の還付を受け、又は紛失その他の理由によって再交付を受けることができない。

4 著しく汚染し、又は損傷した入館券は、無効とする。

(入館料の減免)

第三条 知事は、条例第十三条第一項一号から第九号までのいずれかに該当する場合は、通常の展示に係る入館料を免除する。

2 知事は、条例第十三条第二項一号から第三号までのいずれかに該当する場合は、特別の展示（教育委員会が行うものに限る。）に係る入館料を免除する。

(入館料の減免の手續)

第四条 前条第一項の規定により入館料の免除を受けようとする者のうち条例第十三条第一項一号から第七号までのいずれかに該当するものは、該当することを証する書類を指定管理者に提示しなければならない。

(委任)

第五条 この規則に定めるもののほか、美術館の入館料に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(別記)

様式 (第2条関係)

(個人の場合)

No.	広島県立美術館 入館券 (個人)
() 円	
1人1回当日限り有効	

(団体の場合)

No.	広島県立美術館 入館券 (団体)
() 円	
1回当日限り有効	

(広島県縮景園との共通券の場合)

No.	広島県縮景園 広島県立美術館 共通券
() 円	
1人1回当日限り有効	

注 1 必要な場合には、記載事項を追加し、又は変更することができるものとする。

2 入館券の種類は、次の2種類とする。

- (1) 大学生
- (2) その他15歳以上の者 (中学校及び高等学校の生徒を除く。)
- 3 この様式中の括弧内には、入館券の種類に応じた料金を記入するものとする。
- 4 特別の展示の場合における入館券の様式、種類等は、この様式に準じて定めるものとする。